

## **第 4 章**

### **まちづくり推進のための方策**



## 第4章 まちづくり推進のための方策

### 1 市民協働のまちづくり

マスタープランは、市民のみなさんとともに目指す都市づくりの理念や将来都市像を描き、項目別のまちづくり方針を「全体構想」と「地域別構想」とに分けて示したものです。今後は、このマスタープランに基づいた都市計画決定・変更や都市計画事業などをはじめとする各種事業を展開することにより、将来都市像の実現を図っていくこととなります。

一方、これからのまちづくりにおいては、行政による都市計画対応はもちろんのこと、市民や企業（事業者）と行政が、適切な役割分担のもと話し合い、協力し合いながら進めていくことが重要であり、このマスタープランも市民のみなさんからの意見などを参考に策定してきたところですが、具体的な都市計画決定・変更や各種事業を実施する段階では、さらに市民のみなさんの参加が必要となります。

こうした観点から、マスタープランに示す将来都市像の実現化にあたっては、市民や企業と行政の役割を明確にしたうえで、まちづくりに積極的に参加できる環境づくりやまちづくり活動を発展させ、継続させていくための段階的なシステムづくりをおこない、それぞれの役割と責任に基づいて力を出し合う「市民協働のまちづくり」を展開していくことが必要となります。

### (1) 市民・企業の役割・・・『自らの手でつくるまちづくり』

これからのまちづくりでは、市民自らが身近な地域のまちづくりを推進する主役となります。マスタープランに掲げられた将来都市像が実現するよう、自ら考え、行動していくことが求められるとともに、まちづくりの現状を知り、まちづくりに関する意見を自発的に表明・提案するなど、まちづくり活動へ積極的に関わっていくことが必要となります。

また、企業においても、企業活動などを通じて、地区計画や緑化協定などの活用により良好な都市空間の創出や保全に努めるなど、市民とともに責任をもってまちづくりに参加していくこととなります。

### (2) 行政の役割・・・『開かれた行政運営と支援体制づくり』

行政の役割は、マスタープランに基づき都市計画決定・変更をおこない、マスタープランに掲げた将来都市像や目標の実現が図られるよう、まちづくり方針に基づく規制・誘導をおこなっていくことです。それとともに、方針に基づく各種事業を展開し、公共公益施設の整備をおこない、市民生活や企業活動の基盤を支えることも重要な役割です。

さらに、これからの行政には効率的な運営とともに、より開かれた運営が求められることから、計画づくりから事業の実施までの各段階に応じ、適切な情報の公開やアセスメントの実施、市民並びに企業が容易に参加できる場を設ける必要があります。

また、まちづくり活動の円滑な推進を図るため、国や県のみならず、隣接市やUR都市機構、公共交通事業者などとの情報交換をおこない、将来のまちづくりに関する相互調整や理解、協力を要請するとともに、市民や企業自らがまちづくり活動を積極的に、かつ継続的に実施することができるよう、まちづくりに関する総合的な支援体制の確立に努めます。

#### 行政の具体的な役割

##### 庁内推進体制の強化

・長期的なまちづくりへの対応は特定の部署のみで対応できるものではなく、全庁的な取り組みと連携体制の確立が必要です。そこで、マスタープランの実現に向けた庁内調整をおこなう横断的な体制の確立と連携の強化に努めるとともに、マスタープランを積極的に活用するよう、適宜関連部署への働き掛けなどをおこないます。

関係機関との連携の強化

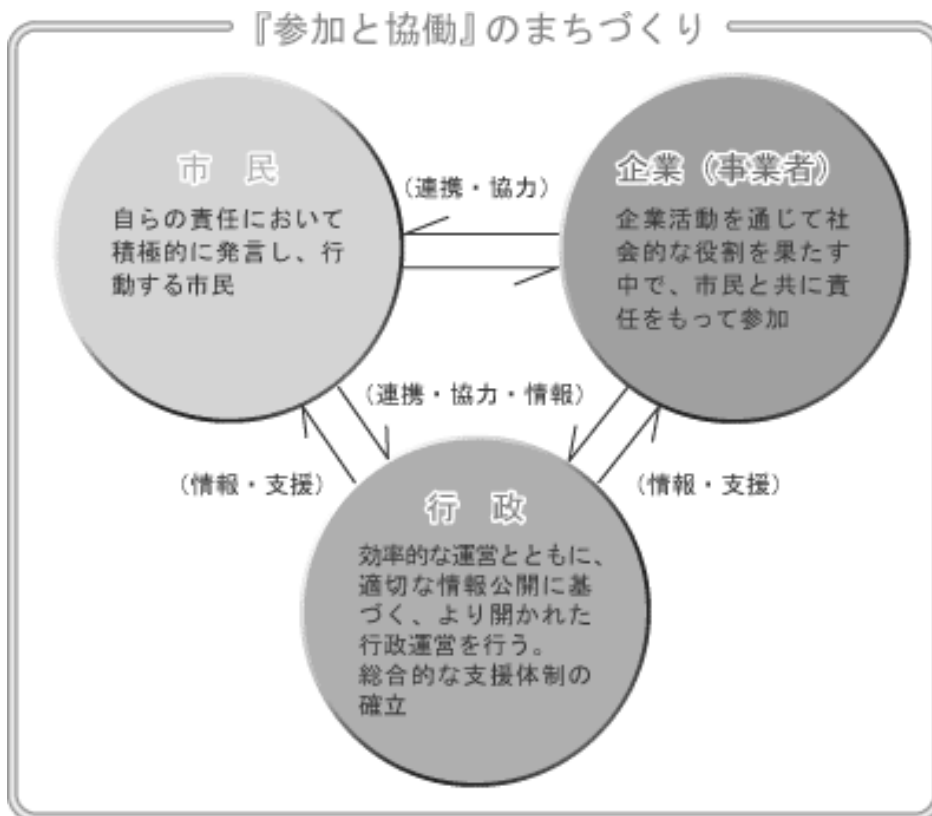
- ・都市計画制度を効果的かつ複合的に活用するために、新たな制度の創設などを国や県に対して要請していきます。
- ・交通ネットワークの形成や公共施設の共同利用など、近隣自治体を含めた広域的な視点からの整備も重要であることから、県や近隣自治体、関連自治体で構成する各種の協議会などとの連携・協力を図ります。

効率的で透明性の高い行政運営

- ・限られた財源を有効に活用していくために、まちづくりの面で波及効果の大きな計画、事業を取り上げ、適切な優先順位の基に効率的な整備の推進を図ります。
- ・まちづくりに関する情報の提供や市民意向などの把握など、情報提供及び情報収集をおこない、市民や企業との情報共有に努めます。

財源の確保

- ・長期を見据えた持続的なまちづくりの推進を図るため、自治権の拡充と自主財源の確保に向けて、国や県に改善や支援を求めています。



## 2 段階的な市民参加システムの構築

### (1) 第一段階の市民参加

第一段階として、市民がまちづくりに積極的に参加できる環境づくりを進めます。市民との情報交換をおこない、市民からの情報も活かしていくことにより、市民と行政相互が情報を共有しあう仕組みをさらに充実させます。また、講演会やセミナーなどの開催、子どもや高齢者を対象としたまちの探検イベントなどをおこない、まちづくりを身近に感じるためのきっかけづくりをおこないます。さらに、身近な公園や道路などの管理を市民参加のもとおこなうことで、総合的なまちづくりの推進を図っていきます。

#### 情報交換の場づくり

- ・市民がいつでもまちづくりに関する情報を得ることができ、さらには、まちづくり活動に関する相談（活動の進め方、手法などのアドバイス、活動事例などの紹介、他）を受けられることができる相談窓口の利用促進を図ります。なお相談窓口の設置にあたっては、関係のある部署（事業部門など）と共同して具体の相談事項にあたるようにします。
- ・まちづくり活動方法や、そのための様々な制度を紹介する、アドバイザー制度の充実を図ります。
- ・市民だけでなく、企業も含めた参加（PFIによる民間活力の導入など）による体系的なまちづくりをおこなっていくために、適切なアドバイスや情報交換のできる場を設けるなど、身近で自発的なまちづくり活動の育成に努めます。

#### 適切な市民意向の把握

- ・既存の広報誌や都市計画課のホームページ、市民電子会議室、電子メール、FAXなどを活用する他、商業・工業・農業・漁業といった各分野の代表者などに対するまちづくりに関する意向把握の機会づくりを推進します。

#### まちづくりに親しむ機会の提供

- ・まちづくりに関する市民意識の高揚を図るため、現在も進めている講演会、講習会、セミナーなどの開催による、まちづくりに関する知識習得や専門家の適切なアドバイスを踏まえた学習の場の提供などの充実を図ります。
- ・子どもや高齢者を対象としたまちの探検イベントなどをおこなうことにより、まちづくりに対する情報の発信と共有に努め、自発的な『まちづくり市民グループ』などの活動集団の育成を図ります。

- ・子どもの頃からまちづくりに対する関心を持ってもらうため、継続的な学習機会の提供などを検討します。

#### ものづくり、維持・管理への参加

- ・市民や企業によるまちづくり活動は、計画づくりだけでなく、自らの手による公園や広場づくり、さらには公園や広場、街路樹などの維持・管理やアダプト制度の導入など、自ら継続的な運営をおこなうことも含め参加を推進します。

## (2) 第二段階の市民参加

第二段階は、市民・企業・行政がまちづくり活動を発展させ、継続させていく段階です。身近なまちづくりの課題を解決するための組織づくりを促進するとともに、将来的には、まちづくり活動を積極的にかつ継続的に実施するために、まちづくりに関する総合的な支援体制の充実や、円滑なまちづくりの推進を図るための組織の設立などについて検討します。

#### 身近なまちづくり活動のための組織づくり

- ・良好な住環境の保全や創出を図るため、地区計画策定へ向けた地区レベルの組織や、土地区画整理組合の設立など、具体的な都市計画決定や事業を見据えた組織の設立を促進します。

#### 体系的なまちづくり活動の組織づくり

- ・マスタープランで定めた身近な10の地域における『地域別まちづくり協議会』や、より身近な地区における『地区別まちづくり市民グループ』などの組織化を検討します。

#### 『地域別まちづくり協議会』の役割と活動

『地域別まちづくり協議会』はNPOなど民間主体による協議会として位置付け、生活に密着した地域ごとに、まちづくり活動に意欲のある市民や企業が自由に参加し、課題を発見し、それらの解決に向けた様々な活動を継続的におこないます。

なお、まちづくり活動は地域ごとの他に、興味のあるテーマごと、所属する団体ごと、より身近な地区ごとなど様々な場合が考えられることから、地域の垣根を越えての組織化も考えられます。

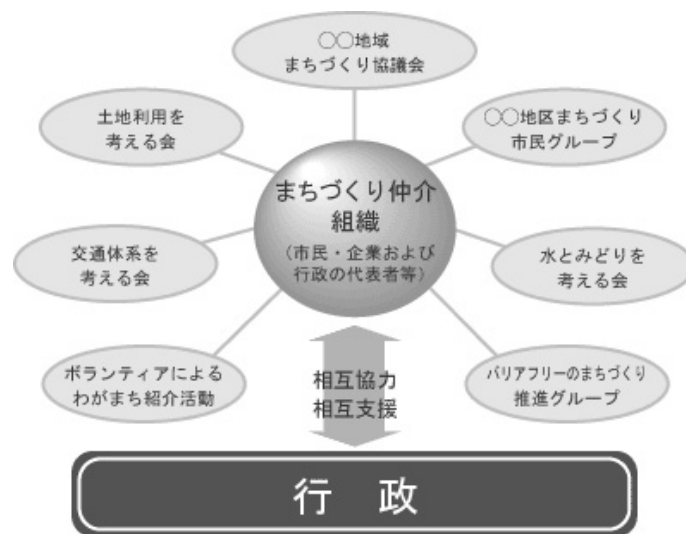
行政とまちづくり活動を結ぶ支援体制の強化

- ・市民や企業がまちづくり活動を積極的に、かつ継続的に実施するために、まちづくりに関する総合的な支援体制の充実を検討します。
- ・市民や企業と行政との間にあって、円滑なまちづくりの推進を図るための仲介組織の設立を検討します。

まちづくり仲介組織の役割と活動

まちづくり仲介組織は、市民と企業及び行政の代表で構成され、様々なまちづくり活動（『地域別まちづくり協議会』、『まちづくり市民グループ』などの一般市民、NPO、ボランティアなどの活動）を総合的に統括する役割を担います。身近な地域やテーマ、団体ごとの意見をまとめ、市民の総意として行政に提案し協議や調整をおこなう他、まちづくりに関する情報発信や広報活動など、市民参加によるまちづくりを推進する役割を果たすこととなります。

【体系的なまちづくり活動】



3 マスタープランの進行管理

実効性の高いまちづくりを推進していくために、事業の進捗状況や達成状況、市民の満足度など、その時点での現状分析をおこなうことにより、マスタープランの実効性の確保に努めます。また、マスタープランに位置付けられた各種事業については担当課を明確にし、情報共有を図るなど、庁内の横断的な体制のもと、確認・調整を進めるとともに、市民に向けて情報を公開します。